天塩町新型インフルエンザ等対策行動計画 【概要版】

行動計画策定の目的

新型インフルエンザ等は町民が免疫を獲得していないことから、町民の生命や健康、社会・経済全体にも大きな影響をもたらすことが懸念されています。国は、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとしています。平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等と相まって、国全体として万全の体制を整備し、対策の強化を図ることとしており、平成25年6月に政府行動計画が策定され、10月に北海道行動計画が策定されました。天塩町においても、これらの計画等との整合性を図りながら、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や措置等を定め、発生した感染症の特性を踏まえ様々な状況で対応できるよう、総合的に推進することを目的に町行動計画を策定します。

町行動計画策定の構成

第1章 はじめに

- 1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
- 2. 取り組みの経緯
- 3. 天塩町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

発生段階毎に、

具体的な対策を

主要6項目で記述

- 1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
- 2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方
- 3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点
- 4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等
- 5. 対策推進のための役割分担
- 6. 行動計画の主要6項目

第3章 各段階における対策

- 1. 未発生期
- 2. 海外発生期
- 3. 国内発生早期
- 4. 国内感染期
- 5. 小康期

※主要6項目

- ①実施体制
- ②情報収集及び情報提供・共有
- ③まん延防止
- 4)予防接種
- ⑤医療
- ⑥町民生活及び地域経済の 安定の確保

【対象とする感染症】(P3)

新型インフルエンザ	新たなインフルエンザ (感染症法第6条第7項)
再興型インフルエンザ	過去に世界で流行したインフルエンザ (感染症法第6条第7項)
新感染症	その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大き
初您未让	なもの (感染症法第6条第9項)

【対策の目標】(P4)

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護します。
- (2) 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

【対策実施上の留意点】(P7)

基本的人権の尊重	町民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限となるようにします。					
危機管理としての	緊急事態措置は、どのような場合でも講じるというものではないこと					
特措法の性格	に留意します。					
関係機関相互の 連携協力の確保	政府対策本部、道対策本部と緊密な連携を図ります。					
記録の作成・保存	町対策本部における対応について、記録の作成・保存・公表を行います。					

【町の被害想定】(P8)

(H25 10 1 時点の人口による推計)

医療機関受診者数	約 350 人~約 680 人			
入院患者数	中等度:約 15 人 重度:約 55 人			
死亡者数	中等度:約5人 重度:約15人			

※上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による医学的介入の影響(効果)、現在の医療体制等を一切考慮していません。

【役割分担】(P10)

国	国全体の万全の態勢整備。ワクチン、その他の医薬品の調査・研究。国際連携の確保と国際協力の推進。基本的対処方針の決定と対策の強力な推進。
道	特措法・感染症法に基づく中心的な実施主体。地域医療体制の確保。感染拡大 抑制に関する的確な判断。(外出自粛要請、施設の使用制限要請等の実施。)
町	町民に対する予防接種。町民の生活支援。要援護者支援。道・近隣市町村との 連携。
医療機関	院内感染対策。医療資器材の確保。診療継続計画の策定。医療連携体制の整備。
登録事業者	職場における感染予防策の実施。発生時の重要業務の事業継続。
一般の事業者	職場における感染予防策の実施。発生時、感染拡大防止のため事業の一部縮小。
町民	新型インフルエンザ等の情報、発生時の行動や対策に関する知識を得る。 感染対策の実践(マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等)。食料品・ 生活必需品等の備蓄。

発生段階ごとの対策の概要

状況の変化に相応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を示します。新型インフルエンザ等の発生時には、これらの段階における必要な対策を柔軟に選択し、実施します。

	(P20~P35) 発生段階	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期	緊急事態宣言が 発せられた場合の
(P12~P18) 主要 6 項目	対策の目標 各項目の主な対策	・発生に備えて体制の整備を行う。	・国内進入をできるだけ遅ら せ、国内発生の遅延と早期 発見に努める。 ・道内及び町内発生に備えて 体制の整備を行う。	・感染拡大をできる限り抑える。 ・患者に適切な医療を提供する。 ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。	・医療体制を維持する。 ・健康被害を最小限に抑える。 ・町民生活及び町民経済への 影響を最小限に抑える。	・町民生活及び町民経済の回 復を図り、流行の第二波に 備える。	緊急事態措置 ※必要最小限の対策 を選択して実行
実施体制	・関係機関・庁内関係部局等の連携を確保し、一体となった取組み推進・特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われたときは、直ちに町対策本部を設置	・行動計画策定・見直し ・初期対応体制の確立や関係 機関等との連携・情報交換 等	・情報の集約・共有・分析を 行い、初動体制等について 協議	・天塩町新型インフルエンザ 等対策本部設置 ———	•	・町対策本部の廃止 ・必要に応じて町行動計画の 見直し	・特措法第34条に基づく 町対策本部の設置 ・道による代行 ・道または他市町村によ る応援等
情報収集及び 情報提供・共有	・医療、事業者、町民の各々が役割を 認識し適切な行動をとるための情報 提供 ・迅速かつ分かりやすい情報の提供 ・具体的な情報提供及び相談受付等の 体制整備	・情報収集・提供体制の整備 ・相談窓口等の設置準備	・海外での発生状況等の情報 収集 ・リアルタイムかつ双方向で の情報共有・注意喚起 ・相談窓口等の設置	・積極的な発生状況等の情報 収集 ・リアルタイムかつ双方向の 情報共有の強化と状況把握 ・相談窓口等の体制充実・強 化	・積極的な発生状況等の情報 収集 ・リアルタイムかつ双方向の 情報共有の強化と状況把握 ・相談窓口等の体制継続	・第二波発生に備えた情報提供 ・相談窓口等の体制縮小	
まん延防止	・個人及び職場における感染対策の普 及・啓蒙	・個人及び職場における感染 対策の普及	・感染対策の実践促進	・感染拡大防止対策の実践 ・職場における感染予防策の 徹底促進	・まん延防止策の実践を強く 促進 ・職場における感染予防策の 徹底要請	・第二波発生に備えた拡大防 止策の見直し等の検討	・道が実施する外出自粛 要請や施設の使用制限 等への協力
予防接種	・特定接種の実施 ・町民に対する予防接種の実施	・特定接種の準備・実施 ・町民に対する予防接種の体 制構築	・特定接種の実施 ・特定接種の情報提供・相談 ・町民に対する予防接種の準 備・実施	・町民に対する予防接種の実 施及び接種に関する情報提 供の開始	・町民に対する予防接種の実 施及び接種に関する情報提 供	・町民に対する予防接種の実 施	・予防接種法第 6 条の規 定に基づく住民接種の 実施
医療等	・医療提供体制の維持・確保 ・医療資器材の備蓄・整備 ・医療機関等への迅速な情報提供 ・在宅療養の支援体制の整備	・二次医療圏を単位として医 療体制の整備	・医療機関等への情報提供	・医療機関等への情報提供	・医療機関への情報提供 ・診療体制の確保と町民への 周知 ・在宅で療養する患者への支 援	・通常の医療体制への変更	・臨時医療施設の設置協 力及び医療の提供
町民生活及び 地域経済の 安定の確保	・要援護者への生活支援 ・遺体の火葬・安置 ・生活関連物資等の安定供給	・要援護者の把握及び生活支 援等の検討 ・火葬能力及び一時遺体安置 施設等の把握・検討 ・必要な物資・資材の備蓄等	・要援護者及び協力者の発生の連絡・一時遺体安置施設等の確保準備要請に伴う対応	・要援護者に対する生活支援 の実施 ・遺体の火葬・安置	・要援護者に対する生活支援 の実施 ・遺体の火葬・安置	・要援護者に対する生活支援 の実施	・水の安定供給 ・生活関連物資の買占め、 売り惜しみ等の調査・ 監視及び供給確保の実 施

※緊急事態宣言~国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延等により国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼし、または、そのおそれがあると認められるとき、特措法第32条に基づき、政府対策本部長(内閣総理大臣)が行います。